

【 資 料 第 9 号 】
教育推進部学校運営課
こども未来部幼児保育課

文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年条例第十一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区保育所における保育に関する条例 昭和六十二年三月二十日 条例第十一号 第一条～第三条 （略） （年末保育） 第四条 区長は、区立の保育所において第二条の規定により保育を受けている児童の保護者_____ _____が十二月二十九日及び三十日（日曜日を除く。）の午前七時十五分から午後六時十五分までの間の保育を必要とする場合に、規則で定めるところにより保育を行うものとする。 第五条～第十二条 （略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和九年四月一日から施行する。</u> 別表 （略）	○文京区保育所における保育に関する条例 昭和六十二年三月二十日 条例第十一号 第一条～第三条 （略） （年末保育） 第四条 区長は、区立の保育所において第二条の規定により保育を受けている児童の保護者<u>又は文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）第四条に規定する長時間保育を利用している児童の保護者</u>が十二月二十九日及び三十日（日曜日を除く。）の午前七時十五分から午後六時十五分までの間の保育を必要とする場合に、規則で定めるところにより保育を行うものとする。 第五条～第十二条 （略） <u>（新設）</u> 別表 （略）

文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立幼稚園使用条例 昭和三十九年三月文京区条例第二十号 <u>令和八年 月文京区条例第 号</u> 第一条～第三条 （略） （預かり保育の利用の許可） 第四条 幼稚園における預かり保育（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間外において当該幼稚園に入園している幼児を対象として行う教育活動_____ _____をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 第五条～第八条 （略） <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。</u> 別表 （略）	○文京区立幼稚園使用条例 昭和三十九年三月文京区条例第二十号 第一条～第三条 （略） （預かり保育の利用の許可） 第四条 幼稚園における預かり保育（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間外において当該幼稚園に入園している幼児を対象として行う教育活動<u>（文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）第四条第一項に規定する長時間保育及び同条例第五条に規定する延長保育を除く。）</u>をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 第五条～第八条 （略） 別表 （略）